

香川県後期高齢者医療広域連合公印規則

平成19年1月15日

規則第2号

改正 平成19年12月17日 規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、香川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の公印の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、書体、形状、寸法及びひな型は、別表のとおりとする。

2 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者として、公印保管責任者（以下「保管責任者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。

3 保管責任者は、公印の保管及び取扱いについて、事務局職員のうちから、公印取扱者（以下「取扱者」という。）を指名することができる。

(公印の保管等)

第3条 保管責任者及び取扱者は、公印を慎重に取り扱い、盗難、紛失、不正使用等の事故がないよう十分注意しなければならない。

2 保管責任者は、公印の盗難、紛失、不正使用等の事故があったときは、直ちに、そのてん末を広域連合長に報告しなければならない。

(公印台帳)

第4条 公印を登録し、整理するため、総務課に公印台帳（別記様式）を置く。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第5条 保管責任者は、公印を新調、改刻又は廃止したときは、事務局長に報告し、公印台帳に登録しなければならない。

2 保管責任者は、改刻又は廃止をして不要となった公印は、5年間保存後、焼却等によって処分しなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、押印を要する文書に決裁済の文書を添えて、保管責任者又は取扱者に提示し、承認を受けなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得

ない理由により保管責任者の承認を受けたときは、この限りでない。

(印影の印刷)

第7条 公印を多数押印する必要があるときは、保管責任者に合議の上、公印の押印に代えて公印の印影を印刷することができる。この場合において、必要があるときは、当該印影を拡大し、又は縮小することができる。

2 主管課(室)長は、公印の印影を印刷した文書を厳重に保管し、その受払状況を常に明らかにしておかなければならない。

(電子公印)

第8条 電子計算機を利用して公印を押すべき文書を作成するときは、保管責任者に合議の上、当該電子計算機に記録した公印の印影(以下「電子公印」という。)を出力することにより、公印の押印に代えることができる。この場合において、必要があるときは、当該印影を拡大し、又は縮小することができる。

2 電子公印を使用する事務の主管課(室)長は、不正使用その他事故を防止するため、当該電子公印について適切な管理等を行わなければならない。

(広域連合以外の者による印影等の使用)

第9条 公印の印影等を広域連合以外の者に使用させるときは、総務課長に合議の上、事務局長の決裁を受けなければならない。

2 公印の印影等を広域連合以外の者に使用させる事務の主管課長は、不正使用その他事故を防止するため、印影等を使用するものに対し、適切な管理を行わせなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中香川県後期高齢者医療広域連合会計管理者之印の項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月17日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の名称	書体	形状	寸法	ひな型
香川県後期高齢者医療 広域連合之印	れい書体	正方形	24mm	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 香川県後期 高齢者医療 広域連合 之印 </div>
香川県後期高齢者医療 広域連合長之印	れい書体	正方形	24mm	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 香川県後期 高齢者医療 広域連合長 之印 </div>
香川県後期高齢者医療 広域連合長職務代理者 之印	れい書体	正方形	24mm	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 香川県後期 高齢者医療 広域連合長 職務代理者 之印 </div>
香川県後期高齢者医療 広域連合事務局長之印	れい書体	正方形	21mm	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 香川県後期 高齢者医療 広域連合 事務局長 之印 </div>
香川県後期高齢者医療 広域連合会計管理者之 印	れい書体	正方形	18mm	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 香川県後期 高齢者医療 広域連合 会計管理者 之印 </div>
香川県後期高齢者医療 広域連合課長之印	れい書体	正方形	18mm	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 香川県後期 高齢者医療 広域連合 課長之印 </div>

香川県後期高齢者医療 広域連合出納員印	れい書体	正方形	18mm	<table border="1"><tr><td data-bbox="1064 163 1369 450">香川県後期 高齢者医療 広域連合 出納員印</td></tr></table>	香川県後期 高齢者医療 広域連合 出納員印
香川県後期 高齢者医療 広域連合 出納員印					

別記様式（第4条関係）

公 印 台 帳

整理番号

印 影	
公 印 の 名 称	
使 用 区 分	
書 体	
形 状	
寸 法	
新 調 年 月 日	年 月 日
改 刻 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	
備 考	